

意見書案第 37 号

介護保険サービスの適切な確保と介護従事者の処遇改善を求める意見書

現在、社会保障審議会介護保険部会においては、「利用者負担割合の引き上げ」や「高額介護サービス費の上限額についての引き上げ」など、平成 30 年度の介護保険制度見直しに向けた議論が本格化している。

その中では、「サービス利用控えや家計への負担に配慮すべき」あるいは「介護サービスの利用は医療に比べて長期間になることも考慮すべきではないか」など、委員からさまざまな指摘がある。

また、介護報酬の改定が行われた平成 27 年度は、報酬改定がその一因となり、経営が悪化する介護事業所が増加している実情もある。

よって、国においては、住みなれた地域で高齢者が暮らし、介護従事者が働き続けられるような制度の見直しとなるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 現在、制度の見直しを検討している利用者負担などについては、前回の制度改正後の施行状況などを十分に検証するとともに、低所得者への負担軽減策にも配慮し、全ての国民にとって、公平性が確保され、介護サービスを必要とする方が、必要なサービスを適切に受けることができる制度を維持する観点で行うこと。
- 2 介護人材の安定的な確保を図るため、介護従事者全体のさらなる処遇改善を図ること。また、その際には、利用者の負担増を招かないよう、国において財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

平成 28 年 12 月 16 日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
社会保障・税一体改革担当大臣

宛